

# 四半期報告書

(第90期第3四半期)

株式会社 **よみうりランド**

---

# 四 半 期 報 告 書

---

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

# 目 次

	頁
【表紙】 .....	1
第一部 【企業情報】 .....	2
第1 【企業の概況】 .....	2
1 【主要な経営指標等の推移】 .....	2
2 【事業の内容】 .....	2
第2 【事業の状況】 .....	3
1 【事業等のリスク】 .....	3
2 【経営上の重要な契約等】 .....	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 .....	3
第3 【提出会社の状況】 .....	9
1 【株式等の状況】 .....	9
2 【役員の状況】 .....	10
第4 【経理の状況】 .....	11
1 【四半期連結財務諸表】 .....	12
2 【その他】 .....	19
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】 .....	20

四半期レビュー報告書

確認書

**【表紙】**

**【提出書類】** 四半期報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の4の7第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成26年2月13日

**【四半期会計期間】** 第90期第3四半期(自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日)

**【会社名】** 株式会社よみうりランド

**【英訳名】** YOMIURI LAND CO., LTD.

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役社長 関根達雄

**【本店の所在の場所】** 東京都稲城市矢野口4015番地1

**【電話番号】** 044(966)1131

**【事務連絡者氏名】** 常務取締役総務部担当 小飯塚稔

**【最寄りの連絡場所】** 東京都稲城市矢野口4015番地1

**【電話番号】** 044(966)1131

**【事務連絡者氏名】** 常務取締役総務部担当 小飯塚稔

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第89期 第3四半期 連結累計期間	第90期 第3四半期 連結累計期間	第89期
会計期間	自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日	自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日
売上高 (千円)	13,153,648	13,129,942	16,836,980
経常利益 (千円)	2,999,991	3,050,297	3,307,485
四半期純利益又は 四半期(当期)純損失(△) (千円)	△2,657,144	1,897,001	△2,843,946
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	△3,123,174	3,804,769	△2,128,740
純資産額 (千円)	15,504,410	19,713,434	16,498,345
総資産額 (千円)	46,575,343	50,620,027	48,571,215
1株当たり四半期純利益金額 又は四半期(当期)純損失金額(△) (円)	△34.11	24.38	△36.52
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	33.3	38.9	34.0

回次	第89期 第3四半期 連結会計期間	第90期 第3四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日	自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	7.80	6.70

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
4. 第89期第3四半期連結累計期間及び第89期の四半期(当期)純損失、四半期包括利益又は包括利益及び1株当たり四半期(当期)純損失金額における損失額の計上は、固定資産の減損損失を計上したこと等によるものであります。

#### 2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

### 2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間におけるわが国経済は、緩やかに景気が回復しつつあります。先行きについても家計所得や投資の増加傾向が続き、景気回復の動きが確かなものとなることが期待されます。また、当社グループの関連する業界に影響を及ぼす個人消費も持ち直しておりますが、消費税率引上げに伴う駆け込み需要及びその反動が景気を下押しするリスクとなっております。

このような状況の下、当社は9月に静岡県掛川市のゴルフ場隣接地と、10月に船橋競馬場の馬場内において太陽光発電を開始し、安定的に運用いたしております。また、11月からは、冬の風物詩として定着したイルミネーションイベント「ジュエルミネーション」を開催し、多くのお客様で賑わいを見せております。このように当社は、新たな収益構造の確立と他社施設との差別化を図り、一層強固な経営基盤を築いてまいりました。

公営競技部門の川崎競馬は、前年同四半期比1日減の49日開催されました。重賞競走は6月の「関東オークス」、12月の「全日本2歳優駿」などが開催されました。また、JRAの場外発売「ウインズ川崎」は、引き続き多くのファンが訪れ、好調に推移しております。船橋競馬は、前年同様39日開催されました。重賞競走は、5月にビッグレース「かしわ記念」、9月には「日本テレビ盃」が開催されました。かしわ記念開催に合わせ主催した恒例のイベント「おうまフェス2013～親子であそぼ。～」は、ファミリー層から好評を博しました。また、同日、新投票所「アタリーナ」をグランドオープンし、快適に勝馬投票券が購入できる環境を提供いたしました。さらに10月には「J-PLACE船橋」がオープンし、日曜日に開催しているJRA各競馬場のメインレースの発売を開始しております。船橋オートレースは、前年同四半期比4日減の52日開催されました。5月には恒例のGI「黒潮杯」、9月にはSG「オートレースグランプリ」が6年ぶりに行われました。なお、4月より入場料が無料となっております。競輪場外車券売場「サテライト船橋」は、前年同四半期比3日増の275日実施されました。12月に迎えた5周年を記念し、数多くのファン感謝イベントを実施し、好評を博しました。なお、通期の開催日数につきましては、川崎競馬は前期比1日減、船橋競馬、船橋オートレースは前期と同数となる予定です。

ゴルフ部門の東京よみうりカントリークラブは、引き続き外部営業を強化したものの、台風の影響によるクローズがあったことなどにより、入場者は減少しました。なお、50回の節目の大会を迎えた「ゴルフ日本シリーズJTカップ」が12月に開催されました。よみうりゴルフ倶楽部は、台風の影響によるクローズがあったものの、外部営業による大口コンペの新規獲得や継続利用などにより、入場者は前年並みに推移いたしました。また、クラブハウスのレストランにて、遊園地のイベント「ほたるの宵」や「ジュエルミネーション」と連携した恒例のディナーイベントを開催し、好評を博しました。静岡よみうりカントリークラブは、周辺のゴルフ場に先駆け、コンペでの順位が即時にわかる「リーダーズボード」機能をカートに搭載し、好評を得ました。9月には台風の影響によるクローズがあったものの、入場者数は前年並みに推移いたしました。千葉よみうりカントリークラブは、集客が困難となる5月の連休最終日に競技会を開催し集客を図ったほか、タイムリーな優待施策などを実施した結果、台風の影響によるクローズなどがあったものの、入場者は前年並みに推移いたしました。なお、4月に市原鶴舞ICが新規開通したことで、高速道路からのアクセスが向上いたしました。

遊園地部門の遊園地は、桜をテーマにしたイベント「SAKURAKUEN」、全国のご当地グルメを集めたゴールデンウィーク恒例の「全国ご当地グルメ祭2013」を開催いたしました。5回目の開催となるほたる鑑賞イベント「ほたるの宵」では、願いを書いた短冊を取り付けてもらう七夕の笹や、三十六歌仙灯籠を設置し、イベントを盛り上げました。夏期は、清涼飲料水メーカーとコラボレーションした「スプラッシュバンデット」や冷たい麺やかき氷をテーマにした食イベントなどを開催し好評を博しました。さらに9月から10月にかけて5週にわたり週替わりで日本各地の食やお祭り、伝統芸能などを披露する新イベント「日本列島まるかじりフェア」を開催し、盛り上がりを見せました。11月からは4年目となる世界的照明デザイナー石井幹子氏監修のイルミネーションイベント「ジュエルミネーション」を開催しております。本年は、球数を200万球に増やし、プールWAIの流れるプールを利用したラブリーストリームエリアを拡張いたしました。アクアエリアでは、音楽とイルミネーションと噴水によりパリの雰囲気演出するイルミネーションショー「パリ・モナムール」を新たに開催し、好評を博しております。また、テレビCMなど、各種媒体での宣伝を積極的に実施した結果、12月には近年では最高となる月間20万人を超える来園者数を記録いたしました。これらの施策の結果、春の天候不良や秋の台風の影響によるクローズ、オープンシアターEASTの閉鎖等があったものの、入園者は増加いたしました。プールWAIは、引き続きエンターテイメントプールとして多くのイベントを開催いたしました。人気お笑い芸人がプロデュースした放水ショーとオリジナルダンスのコラボレーションショー「ダンスプラッシュ」、オリジナルのおもちやのアヒル「ちょいキャップアヒル」を用いたレース大会、夜間のビアガーデン営業など例年人気のイベントにさらに磨きをかけ、好評を博しました。また、夏期としては15年ぶりにテレビCMを放送したことなども奏功し、プールWAIは過去最高だった前年を上回る入場者数を記録いたしました。温浴施設「丘の湯」は、プールWAIやジュエルミネーションなど、遊園地帰りのお客様が増加したことなどにより、入場者は増加いたしました。なお、丘の湯プラザの中華レストラン「天安」では遊園地と連携した「天安ほたるディナー」や「天安5大美食めぐり」などの新規イベントを開催し好評を博しました。温浴施設「季乃彩（ときのいろどり）」は、様々なイベントが好評だったことなどにより、入場者は増加いたしました。20周年を迎えたゴルフガーデン（練習場）は、感謝企画などの施策や、天然芝を活かした練習グリーンでのイベントが好評を博し、入場者は増加いたしました。なお、10月に1周年を迎えた親子向け屋内遊戯施設「キドキド」は、きめ細やかな顧客サービスや様々なイベントが好評を得たことなどもあり、好調に推移いたしております。

以上の結果、総合レジヤ事業の売上高は114億2千7百万円（前年同四半期比1.8%減）となりました。

また、不動産事業の売上高は、販売用宅地の分譲が増加したことなどにより、12億1千8百万円（同15.8%増）、サポートサービス事業の売上高は、連結内部からの受注が減少したことなどに伴い、19億5千5百万円（同8.6%減）となりました。

この結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は131億2千9百万円（前年同四半期比0.2%減）、営業利益は24億6千万円（同10.0%減）、経常利益は30億5千万円（同1.7%増）、四半期純利益は18億9千7百万円（前年同四半期は26億5千7百万円の四半期純損失）となりました。

## (2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は、以下のとおり会社の支配に関する基本方針を定めております。

### I 基本方針の内容

当社は、当社の企業価値が、当社及びその子会社が永年に亘って培ってきたノウハウ及びブランドイメージに裏打ちされた経営資源にその淵源を有することに鑑み、特定の者またはグループによる当社の総議決権の15%に相当する株式の取得により、このような当社の企業価値または株主の皆様共同の利益が毀損されるおそれがある場合には、かかる特定の者またはグループは当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、法令及び定款によって許容される限度において、当社の企業価値または株主の皆様共同の利益の確保・向上のための相当な措置を講じることを、その基本方針といたします。

### II 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、平成19年2月22日開催の取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「平成19年プラン」といいます）を導入いたしました。

その後、当社は、平成22年5月12日開催の当社取締役会において、平成19年プランに所要の変更を行った上で、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）を継続することを決定し（以下、かかる変更後のプランを「平成22年プラン」といいます）、平成22年6月23日開催の当社第86回定時株主総会において、平成22年プランによる買収防衛策の継続について株主の皆様のご承認をいただいております。

平成22年プランの有効期間は、平成25年6月30日までとなっておりますが、当社は、平成22年プラン導入以後の法令の改正、買収防衛策に関する議論の動向等を踏まえ、平成25年5月10日開催の取締役会において、平成22年プランに所要の変更を行った上で、買収防衛策を継続することを決定し（以下、かかる変更後のプランを「本プラン」といいます）、平成25年6月20日開催の当社第89回定時株主総会において、本プランについて株主の皆様のご承認をいただきました。

本プランの概要は、以下に記載のとおりですが、これは本プランに対する理解を容易にすることを目的にあくまで参考として作成したものです。本プランの詳細につきましては、当社ホームページに掲載の平成25年5月10日付「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の一部変更及び継続に関するお知らせ」の本文をご覧ください。

（参考URL：<http://www.yomiuriland.co.jp/ir/news/>）

#### ① 本プラン導入の目的

本プランは、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、取締役会が独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為に対する賛否の意見または代替案を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として、導入されたものです。

#### ② 本プランに基づく対抗措置の発動に係る手続

##### (a) 対象となる大規模買付行為

次のアからウまでのいずれかに該当する行為またはその可能性のある行為がなされ、またはなされようとする場合に、本プランに基づく対抗措置が発動される場合があります。

ア 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等保有割合が15%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

イ 当社が発行者である株券等に関する当社の特定の株主の株券等所有割合とその特別関係者の株券等所有割合との合計が15%以上となる当該株券等の買付けその他の取得

ウ 当社の特定の株主が当社の他の株主との間で行う行為であり、且つ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当することとなるような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為（ただし、当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合が15%以上となる場合に限ります）

##### (b) 大規模買付者に対する情報提供の要求

大規模買付者には、大規模買付行為の開始に先立ち、意向表明書及び大規模買付情報を提供していただきます。

##### (c) 大規模買付者との交渉等

取締役会は、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全ての株券等の買付けが行われる場合には、60日間（初日不算入）、それ以外の場合には、90日間（初日不算入）の期間を、取締役会評価期間として設定し、当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものとします。

##### (d) 独立委員会の勧告及び取締役会の決議

独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールにつきその重要な点において違反した場合で、取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日（初日不算入）以内に当該違反が是正されない場合には、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の発動を勧告します。

他方、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、独立委員会は、原則として、取締役会に対して、大規模買付行為に対する対抗措置の不発動を勧告しますが、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付者がいわゆるグリーンメイラーである場合等一定の事情を有していると認められる者である場合には、取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動、不発動または中止その他必要な決議を行うものとします。

### ③ 本プランの特徴

#### (a) 基本方針の制定

本プランは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する「基本方針」を制定した上で、導入されたものです。

#### (b) 独立委員会の設置

当社は、本プランの必要性及び相当性を確保するために独立委員会を設置し、取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の公正を担保し、且つ、取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

#### (c) 株主総会における本プランの承認

本プランの法的安定性を高めるため、本プランにつきましては、平成25年6月20日開催の第89回定時株主総会において本プランの継続に関する承認議案の付議を通じて、株主の皆様のご意思を確認させていただいております。

#### (d) 適時開示

取締役会は、本プラン上必要な事項について、適用ある法令等及び金融商品取引所規則に従って、適時且つ適切な開示を行います。

#### (e) 本プランの有効期間

本プランの有効期間は、平成28年6月30日までとします。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、ア) 株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、またはイ) 取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、本プランはその時点で廃止されるものとします。

### ④ 株主の皆様への影響

#### (a) 本プランの導入時に株主の皆様へ与える影響

本プランの導入時には、新株予約権の発行自体は行われておりません。したがって、本プランは、本プラン導入時に株主の皆様の権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

#### (b) 新株予約権の発行時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

取締役会が対抗措置として新株予約権の無償割当ての決議をした場合、基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、新株予約権の無償割当ての効力発生日に、当然に新株予約権者となります。そして、当社が新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることになります。ただし、例外事由該当者につきましては、その有する新株予約権が取得の対象とならない、またはその有する新株予約権の取得の対価として交付される財産の種類が他の株主の皆様と異なることがあります。

### Ⅲ 上記の取組みに対する取締役会の判断及びその判断に係る理由

前記Ⅱ①に記載のとおり、本プランは企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上という目的をもって導入されたものであり、基本方針に沿うものであると当社は考えます。特に本プランは、①当社第89回定時株主総会において本プランの継続に関する承認議案の付議を通じて、株主の皆様のご意思を確認させていただいており、且つ、その存続が株主の皆様のご意思にかからしめられている点において株主の皆様のご意思を重視していること、②対抗措置の発動に際して取締役が独立した第三者的立場にある外部専門家の意見を取得できること、③独立性の高い独立委員会の設置を伴うものであり、対抗措置の発動に際しては必ず独立委員会の勧告を経る仕組みとなっている上、独立委員会は更に独立した第三者的立場にある外部専門家の意見を取得できること、④対抗措置の発動、不発動または中止に関する判断の際に拠るべき基準が設けられていること等から、本プランは当社の企業価値ないし株主共同の利益を損なうものではなく、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではないと当社は考えております。

#### (3) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	294,196,000
計	294,196,000

###### ② 【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成25年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成26年2月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	83,522,024	83,522,024	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数は1,000株 であります。
計	83,522,024	83,522,024	—	—

##### (2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### (5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年10月1日～ 平成25年12月31日	—	83,522,024	—	6,053,030	—	4,730,211

##### (6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

##### (7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成25年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成25年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 5,728,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 77,393,000	77,393	—
単元未満株式	普通株式 401,024	—	一単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	83,522,024	—	—
総株主の議決権	—	77,393	—

(注) 1. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が1,000株(議決権1個)含まれております。

2. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式627株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成25年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社よみうりランド	東京都稲城市矢野口 4015番地1	5,728,000	—	5,728,000	6,85
計	—	5,728,000	—	5,728,000	6,85

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（平成25年10月1日から平成25年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成25年4月1日から平成25年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	4,558,154	2,227,903
受取手形及び売掛金	891,896	871,508
たな卸資産	218,796	266,277
繰延税金資産	167,741	91,677
その他	146,487	496,101
貸倒引当金	△892	△888
流動資産合計	5,982,185	3,952,579
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	17,306,613	16,490,538
土地	14,180,378	14,144,392
建設仮勘定	556,232	1,627,312
その他（純額）	912,464	1,524,025
有形固定資産合計	32,955,688	33,786,269
無形固定資産		
その他	97,524	95,273
無形固定資産合計	97,524	95,273
投資その他の資産		
投資有価証券	9,151,210	12,113,590
繰延税金資産	171,887	168,080
その他	212,718	504,233
投資その他の資産合計	9,535,816	12,785,905
固定資産合計	42,589,030	46,667,448
資産合計	48,571,215	50,620,027
<b>負債の部</b>		
流動負債		
営業未払金	499,380	557,072
短期借入金	※1 970,000	※1 970,000
1年内返済予定の長期借入金	1,325,800	637,700
未払法人税等	777,020	384,141
賞与引当金	123,617	32,409
その他	2,622,541	2,008,123
流動負債合計	6,318,360	4,589,447
固定負債		
長期借入金	433,000	—
繰延税金負債	1,048,437	2,203,627
退職給付引当金	578,845	584,885
役員退職慰労引当金	116,055	—
長期預り金	23,232,401	23,082,745
その他	345,770	445,887
固定負債合計	25,754,509	26,317,146
負債合計	32,072,870	30,906,593

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	6,053,030	6,053,030
資本剰余金	4,730,552	4,730,552
利益剰余金	5,438,417	6,751,943
自己株式	△1,910,998	△1,917,203
株主資本合計	14,311,001	15,618,322
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,187,343	4,095,111
その他の包括利益累計額合計	2,187,343	4,095,111
純資産合計	16,498,345	19,713,434
負債純資産合計	48,571,215	50,620,027

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】  
 【四半期連結損益計算書】  
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
売上高	13,153,648	13,129,942
売上原価	9,162,452	9,436,019
売上総利益	3,991,196	3,693,923
販売費及び一般管理費	1,258,166	1,233,725
営業利益	2,733,029	2,460,197
営業外収益		
受取利息	488	345
受取配当金	173,729	178,097
建設発生土受入金	102,589	404,120
その他	34,845	28,447
営業外収益合計	311,653	611,010
営業外費用		
支払利息	44,354	17,333
その他	337	3,576
営業外費用合計	44,691	20,910
経常利益	2,999,991	3,050,297
特別利益		
固定資産売却益	1,318	29,148
特別利益合計	1,318	29,148
特別損失		
固定資産除却損	152,565	85,469
災害による損失	10,616	—
減損損失	4,172,408	—
特別損失合計	4,335,589	85,469
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△1,334,278	2,993,976
法人税、住民税及び事業税	1,067,575	916,525
法人税等調整額	255,291	180,450
法人税等合計	1,322,866	1,096,975
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失(△)	△2,657,144	1,897,001
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△2,657,144	1,897,001

【四半期連結包括利益計算書】  
【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失(△)	△2,657,144	1,897,001
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△466,029	1,907,768
その他の包括利益合計	△466,029	1,907,768
四半期包括利益	△3,123,174	3,804,769
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△3,123,174	3,804,769
少数株主に係る四半期包括利益	—	—

## 【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更)

該当事項はありません。

(会計方針の変更等)

該当事項はありません。

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

該当事項はありません。

(追加情報)

(役員退職慰労金制度の廃止)

当社及び連結子会社は、平成25年6月開催の定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給を決議いたしました。

これに伴い、「役員退職慰労引当金」を全額取崩し、打ち切り支給額の未払分116,310千円を長期未払金として固定負債の「その他」に含めて表示しております。

(四半期連結貸借対照表関係)

※1 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行2行と貸出コミットメント契約を締結しております。

この契約に基づく当第3四半期連結会計期間末における借入金未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成25年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成25年12月31日)
貸出コミットメントの総額	1,500,000千円	1,500,000千円
借入実行残高	一千円	一千円
差引額	1,500,000千円	1,500,000千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
減価償却費	1,340,738千円	1,305,433千円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月21日 定時株主総会	普通株式	196,009	2.50	平成24年3月31日	平成24年6月22日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

当第3四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月20日 定時株主総会	普通株式	388,991	5.00	平成25年3月31日	平成25年6月21日	利益剰余金
平成25年11月6日 取締役会	普通株式	194,483	2.50	平成25年9月30日	平成25年12月3日	利益剰余金

2. 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間の末日後となるもの  
該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

株主資本の金額は、前連結会計年度末日と比較して著しい変動がありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

I 前第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	総合レジャー 事業	不動産事業	サポート サービス事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	11,627,793	1,050,727	475,128	13,153,648	—	13,153,648
セグメント間の内部 売上高又は振替高	9,596	2,070	1,664,344	1,676,011	△1,676,011	—
計	11,637,389	1,052,797	2,139,473	14,829,659	△1,676,011	13,153,648
セグメント利益	3,146,331	594,489	124,147	3,864,968	△1,131,938	2,733,029

(注) 1. セグメント利益の調整額△1,131,938千円には、セグメント間取引消去△1,540千円及び各報告セグメントに配分していない全社費用△1,130,397千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

II 当第3四半期連結累計期間(自平成25年4月1日至平成25年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注)1	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	総合レジャー 事業	不動産事業	サポート サービス事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	11,419,830	1,217,118	492,994	13,129,942	—	13,129,942
セグメント間の内部 売上高又は振替高	7,980	1,733	1,462,748	1,472,461	△1,472,461	—
計	11,427,810	1,218,851	1,955,743	14,602,404	△1,472,461	13,129,942
セグメント利益	2,714,615	743,497	106,294	3,564,407	△1,104,209	2,460,197

(注) 1. セグメント利益の調整額△1,104,209千円には、セグメント間取引消去1,787千円及び各報告セグメントに配分していない全社費用△1,105,996千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(金融商品関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(有価証券関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

四半期連結財務諸表規則第17条の2の規定に基づき、注記を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額又は 1株当たり四半期純損失金額(△)	△34円11銭	24円38銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は 四半期純損失金額(△)(千円)	△2,657,144	1,897,001
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益金額又は 四半期純損失金額(△)(千円)	△2,657,144	1,897,001
普通株式の期中平均株式数(株)	77,897,721	77,794,493

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 2 【その他】

第90期(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)中間配当については、平成25年11月6日開催の取締役会において、平成25年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり行うことを決議いたしました。

中間配当金の総額	194,483,493円
1株当たりの中間配当金	2円50銭
支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成25年12月3日

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

# 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年2月13日

株式会社 よみうりランド  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 小野 隆 良 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 真紀江 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社よみうりランドの平成25年4月1日から平成26年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成25年10月1日から平成25年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成25年4月1日から平成25年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社よみうりランド及び連結子会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	確認書
<b>【根拠条文】</b>	金融商品取引法第24条の4の8第1項
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成26年2月13日
<b>【会社名】</b>	株式会社よみうりランド
<b>【英訳名】</b>	YOMIURI LAND CO., LTD.
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 関 根 達 雄
<b>【最高財務責任者の役職氏名】</b>	—
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都稲城市矢野口4015番地1
<b>【縦覧に供する場所】</b>	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長関根達雄は、当社の第90期第3四半期(自 平成25年10月1日 至 平成25年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

## 2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。